

平成二十二年五月十一日受領  
答弁第四二七号

内閣衆質一七四第四二七号

平成二十二年五月十一日

内閣総理大臣 鳩山由紀夫

衆議院議長 横路孝弘殿

衆議院議員鈴木宗男君提出一九七二年の沖縄返還時における原状回復補償費の肩代わりに係る密約に関連した判決への外務省の対応に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

衆議院議員鈴木宗男君提出一九七二年の沖縄返還時における原状回復補償費の肩代わりに係る密約に  
関連した判決への外務省の対応に関する質問に対する答弁書

一から四までについて

御指摘の平成二十二年四月九日の東京地方裁判所判決（以下「東京地裁判決」という。）については、  
関係機関において対応を検討の上、控訴相当との結論に達し、控訴期限内の同月二十二日に控訴したこ  
ろである。

平成二十一年九月十六日の岡田克也外務大臣の大臣命令に基づき設置された調査チーム（以下「調査チ  
ーム」という。）は、外務省の文書の徹底的な調査を行い、また、いわゆる「密約」問題に関する有識者  
委員会は、調査チームが作成した調査報告書の内容を検証するとともに、関係者からの聞き取りを含む調  
査を行った結果、外務省の文書からは、東京地裁判決で開示が命じられた文書は発見されなかった。東京  
地裁判決は、こうした徹底的な調査の結果を踏まえずに言い渡されたものであり、また、行政機関として  
保有していない文書の開示決定を行うことはできないため、控訴したところである。

他方、岡田克也外務大臣は、いわゆる「密約」問題に関する有識者委員会報告書（以下「報告書」とい

う。)並びに平成二十二年三月十九日及び四月二日の衆議院外務委員会における参考人(以下「参考人」という。)に対する質疑等で指摘された外交文書の欠落の問題について、その事実関係を調査・確認するため、外交文書の欠落問題に関する調査委員会(以下「調査委員会」という。)を設置した。調査委員会の構成員は、岡田克也外務大臣及び武正公一外務副大臣のほか、調査の専門性と客観性を確保するため、外部委員として、宇賀克也東京大学教授及び波多野澄雄筑波大学教授が加わっている。外務省としては、調査委員会における報告書及び参考人に対する質疑等の精査や関係者からの聞き取りを含む調査により、速やかに調査結果を公表したいと考えている。